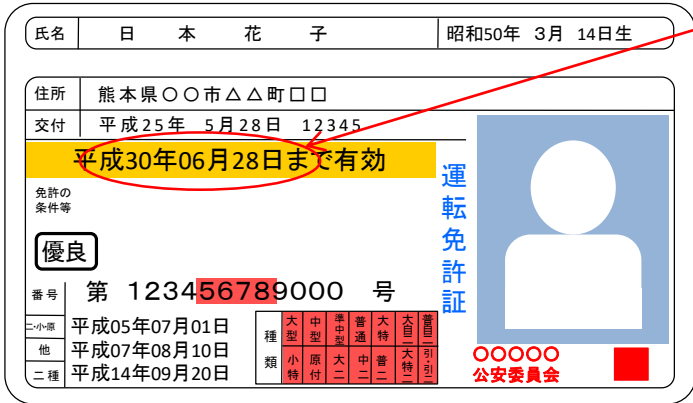


平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が平成30年11月30日まで延長されます。



有効期間の末日(左の場合、平成30年6月28日)が、
 平成30年6月28日(発災日)から11月29日までの方
 については、11月30日まで引き続き運転することができます。
 (11月30日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方 平成30年7月豪雨による被害を理由に災害救助法の適用を受けている地域になります。

- ※ 最新の適用地域は、内閣府ホームページを参照にしてください。
- ※ 平成30年11月30日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。